

＊ ＊被災住宅復旧修繕工事費補助制度＊ ＊

浸水被害を受けた住宅を復旧修繕するために行う工事に対して、その修繕工事費の一部を補助する制度です。

1 お申込みのできる方

- (1) 自然災害により浸水被害を受けた住宅で、その被害の復旧修繕工事を行う方
- (2) 市内に住所を有しており、復旧修繕工事を行おうとする個人住宅を所有し、かつ、その個人住宅に住んでいる方（親族が所有している住宅に住んでいる方も可）
- (3) 災害救助法の救助、被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金及び埼玉県・市町村生活再建支援金の支給の対象とならない方

2 対象復旧修繕工事

大雨に伴う河川や道路からの溢水によって浸水被害（床下、床上浸水とも）を受けた住宅の復旧修繕を目的とした工事で、消費税を含む総額が50万円以上であるものとします。ただし、集合住宅の場合は、専用部分のみ対象となります。

また、補助の対象とならない工事の例は次のとおりです。他の工事についても補助の対象とならない場合がありますので、事前に十分確認してください。

- ・フェンス、塀、門扉、擁壁等の外構工事 ・ 附属建築物の修繕工事
- ・ 空調設備、照明設備、給湯設備及び家庭用電気機械器具等の設置または交換

※ 復旧修繕施工業者とのトラブルがないように十分話し合い、合意の上申し込みいただくため、慎重に業者を選定してください（トラブルは、当事者間で解決してください）。

3 補助額

補助金の額は次のとおりとし、10万円を限度とします。

対象工事費（消費税を含む）×5%＝補助金の額（千円未満切捨て）

※ 市で実施する他の補助制度を利用した工事費については、対象外となります。

4 その他

工事の着手前に申請し、年度内に工事を完了することが条件となります。

また、申請方法や添付書類などの詳細は、建築開発課までお問合わせください。業者による代理申請の場合は、委任状を添付してください。

<お問合せ>

新座市都市整備部建築開発課住宅係

TEL 048-477-4519（直通）